

◎ 事業方針

近年、社会福祉をめぐるのは、人口構造の高齢化、家族の在り方や地域社会の変容に伴い、経済的困窮や社会的孤立の状態にある人たちの生活課題が顕在化するなど、地域福祉ニーズは多様化、複雑化しており、現在、

国においては、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付けた政策が進められている。

「地域共生社会」では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものとなっており、これまで社協や福祉関係者等が進めてきた地域福祉推進の基盤整備と地域での実践をより一層促進することが重要となって来ています。

又、社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人は透明性のある運営とともに、地域の福祉課題を解決する公益的な事業展開を図る役割をこれまで以上に担うこととなり、社協と住民が協働の関係を構築するなど、新たな体制作りをそれぞれの地区において進めることが最重要課題となっています。

こうした情勢を踏まえ、法人として公共性の高い広尾町社協は住民との対話により、福祉ニーズを住民と協働で支え、共に「豊かな福祉のまちづくり」に向けての役割を果たして行かなければなりません。

社協は現在の厳しい財政状況下にあっても、地域福祉のプロとして役職員一人ひとりが意識をもち、「地域に伝えていく力」が必要であると考えます。

改めて社協の財産は「人」であり、住民とのつながりを大切にして、さらに今働く職員がやり甲斐をもって仕事を続けることのできる「職場」を作り、また、社協の「社会的価値」を高めるとともに、地域からそして住民から常に信頼される社協を目指して、事業を推進して参ります。

◎ 重点目標

- 1 在宅福祉事業の充実
- 2 地域ごとの共生社会の実現
- 3 ふれあいサロン事業の拡充

◎具体的事業計画

1. 法人運営事業

- (1)日常生活自立支援事業
- (2)ボランティアポイント取扱い事務
- (3)社協だよりの発行(年2回)
- (4)法外援護資金の貸付
- (5)低所得者(歳末助け合い)への支援 12月
- (6)各種研修会参加
- (7)各種福祉団体所管事務局(老連・身障分会・母子会・遺族会・GB協会・ボ連・共募)

2. 福祉団体等の育成

- (1)身障分会活動推進助成
- (2)母子寡婦会活動推進
- (3)殉公遺族会活動推進助成
- (4)ゲートボール協会活動推進
- (5)老人クラブ連合会活動推進助成
- (6)保護司会活動助成
- (7)民生児童委員協議会活動助成
- (8)各地区サロンの育成・助成

3. 地域福祉事業の実施

- (1)第27回福祉まつりの開催 9月
- (2)高齢者スポーツ大会の開催 10月
- (3)ボランティア連協活動の推進
- (4)レクリエーション教室の開催
- (5)小地域ネットワーク事業の推進
- (6)共同募金活動の推進
- (7)無縁仏供養祭の実施 8月
- (8)広尾町民へ弔電の発送
- (9)高齢者ふれあい昼食会の実施(2回)
- (10)生活支援コーディネーターの配置 sc
- (11)コミュニティーソーシャルワーカーの配置 csw
- (12)介護職員初任者研修の実施

4. 福祉有償運送事業の実施

5. ホームヘルプセンターひろおの運営

6. デイサービスセンターひろおの運営

7. ケアプランセンターひろおの運営

8. 生活福祉資金等貸付事業

9. 総合相談支援事業 (受託事業)

10. 成年後見あんしんセンター事業 (受託事業)

11. 軽度生活支援事業 (受託事業)

12. 転倒骨折予防教室事業 (受託事業)

13. 高齢者生活支援ハウス「なごみ」の運営 (受託事業)

14. 介護予防・福祉サービス利用援助事業 (受託事業)

15. 高齢者勤労事業部の事業 (公益事業)

16. その他福祉活動推進事業